

資格取得奨励制度要項

平成 15年 7月5日
徳山高専後援会

1. 趣 旨

外部資格の取得に挑戦することは、学生が自ら目標を定めて学習する契機になるとともに、自らの学力を客観的に確認できるという意味においても有意義である。もちろん、社会に出てから、取得した資格が役立つことも大いに期待される。

このような資格取得の意義に鑑み、その促進を図るため、資格取得者に対する報奨金制度を設ける。

2. 対象となる資格及び報奨金の額

(1) 下記の資格については、その資格の受験料の全額に相当する額

実用英語検定 2級以上

工業英語検定 2級以上

TOE I 470点以上 (IPを含む) (1回に限る)

実用数学技能検定 1級

日本漢字能力検定 1級

日本語文章能力検定 2級以上

情報処理技術者 (基本情報技術者及び初級システムアドミニストレータを除く。)

電気通信工事担任者 (アナログ・デジタル各 1種又は総合種)

デジタル技術検定 1級

測量士

二級建築士

その他上記と同等以上と認められる資格 (ただし、徳山高専の学習・教育目標と関連を有するものに限る。)

(2) 下記の資格については、その資格の受験料の半額に相当する額

実用英語検定準 2級

工業英語検定 3級

TOE I 400点以上 470点未満 (IPを含む) (1回に限る)

実用数学技能検定準 1級

日本漢字能力検定準 1級

日本語文章能力検定準 2級

基本情報技術者

初級システムアドミニストレータ

電気通信工事担任者試験 (アナログ・デジタル各 2種)

デジタル技術検定 2級

C A D利用技術者検定 2級以上

土木施工技術者

福祉住環境コーディネータ 2級以上

その他上記と同等と認められる資格 (ただし、徳山高専の学習・教育目標と関連を有するものに限る。)

3. 報償金の交付手続き等

(1) 上記に該当する資格を平成 15年 4月 1日以降に取得した学生は、徳山高専後援会事務局に所定の様式をもって、報奨金の交付を申請できるものとする。

(2) 徳山高専後援会事務局は、審査の上、徳山高専後援会長の了承を得て、報奨金を交付する。

(3) 上記 (1)の申請は、随時行えるものとし、異なる資格であれば、申請回数に制限は設けない。

4. その他

2頁、3頁について、この要項によりがたい事由が生じた場合は、徳山高専後援会事務局は徳山高専後援会長と協議の上、実施するものとする。